女性に対する暴力をなくす運動

●女性に対する暴力をなくす運動 【内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課】抜粋

配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどのあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。政府は、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて地方公共団体や民間団体との連携・協力の下、毎年11月12日~25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」(平成13年男女共同参画推進本部決定)として、様々な活動を実施しています。

内閣府では毎年ポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の図書館等に配布しています。またSNSでの情報発信や、鉄道会社の駅構内でもポスターを掲示する等広く周知しています。

今年度は「殴る・蹴るといった身体的暴力だけが暴力ではない」というメッセージと、配偶者等からの暴力 (以下「DV」)及び性犯罪・性暴力の相談窓口の周知を図ります。

暴力は、加害者・被害者の間柄を問わず、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であるという認識を社会全体に広げ、暴力の根絶を目指します。

●いずみさの女性センター主催「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に実施のセミナー

令和5年11月24日(金) 女性に対する暴力をなくす運動期間事業・児童虐待防止推進月間事業・

泉佐市男女共同参画部会企画講座

パープル&オレンジリボンの小物づくり『羊毛で作るかわいいキーホルダー』

^{やまさき すみ こ} 講師:山崎 澄子さん(Heart 工房 Cha-Cha クラフト作家)



女性に対する暴力根絶運動のシンボル「パープルリボン」、児童虐待防止活動のシンボル「オレンジリボン」これらをあしらったキーホルダーを羊毛で作りました。

《アンケート》

- なかなか思った形にはできなかったが楽しかった。
- ・作っているうちに作品に愛着がわいてきて、自分の 子どものように思えてきました。針で手を3回突 きましたが、それも産みの痛みのようでした。



●精神的な暴力も、暴力のひとつ 【内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課】抜粋

令和6年4月1日より、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 (令和5年法律第30号)が施行され、身体に対する暴力だけではなく、重篤な精神的被害を受けた場合にも接 近禁止命令等の対象が拡大するなど、保護命令制度が拡充されます。

「DV」というと、殴る・蹴るといった身体的暴力をイメージすることが多いかもしれませんが、例えば外出しようとすると怒鳴る・仕事を辞めさせると告げる・キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなどの行為により、心身に有害な影響を与えることも「DV」です。「これってDVなのかも」と感じたら、ためらわずに相談してください。

- ●「女性に対する暴力をなくす運動」の詳細 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html
- ●「配偶者暴力防止法の令和5年一部改正法」の詳細 https://www.gender.go.jp/policy/no violence/e-vaw/law/32.html
- ●「配偶者暴力相談支援センター」一覧 https://www.gender.go.jp/policy/no violence/e-vaw/soudankikan/01.html
- ●「DV 相談プラス」一覧 https://soudanplus.jp/